

第5回 労働分野経済協力に係る政労使懇談会議事要旨

1. 日時：平成22年10月13日（水） 10：00～12：00

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室（19階）

3. 出席者

政 府	村木 太郎	厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）
	麻田千穂子	厚生労働省大臣官房国際課長
	安井省侍郎	厚生労働省大臣官房国際課長補佐
使 用 者 側	讃井 暢子	（社）日本経済団体連合会常務理事
	松井 博志	（社）日本経済団体連合会国際協力本部副本部長 （ILO 使用者側理事）
	高澤 滝夫	（社）日本経済団体連合会国際協力本部主幹（次長）
労 働 者 側	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	桜田 高明	日本労働組合総連合会国際顧問（ILO 労働者側理事）
	生澤 千裕	日本労働組合総連合会総合国際局長
ILO 関係者等	長谷川真一	ILO 駐日事務所代表
	中村 正	財団法人日本 ILO 協会会長

4. 議題

- （1）労働分野の国際協力の実施状況について
- （2）今後の労働分野国際協力に係る方針・取組について
- （3）平成23年度予算要求について
- （4）アジア太平洋地域会合について
- （5）その他

5. 議事要旨

議題 1

※ 事務局から資料1～6について説明を行った後、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである

(1) 社会的セーフティネットのアジア展開について

(ILO関係者)

- ・ Social Protection Floorと、社会的セーフティネットの違いについてはどのように認識しているか

(政府)

- ・ ILOでは、セーフティネットを最貧国に対する緊急避難的な施策として狭く捉えていると聞いている。我々としては、両者に大きな違いがあるという認識はしていない。
- ・ 国内では民主党のセーフティネットの基本的考え方として、落ちてそのままではなく、そこからまた働く側に戻すことが大事だというトランポリン型の施策を想定しており、社会的セーフティネットの方が理解されやすいと考えている。

(労働者側)

- ・ セーフティネットはサーカスの安全ネットから来ている。これをフロア（床）にしてしまうと、大変なことになる。ILOでは最近、この“フロア”という用語を広めようとしているようだ。

(使用者側)

- ・ 新成長戦略で、「日本と同等の規制・規格、社会セーフティネット等の普及」とあるが、日本と同等のレベルを目標とするのは困難ではないか。

(政府)

- ・ 仰るとおり、「同等な」ものを目指すのは規制・規格であり、セーフティネットについては促進する、という目標としている。各国の状況に合わせ、一歩ずつ進めたい。

(2) 他国との連携

(労働者側)

- ・ この提案を見ると、日本としてはこうやるが、中国や韓国、あるいは3カ国を中心とした東アジア全体で協働して何をやっていくのかが見えない。

(政府)

- ・ 日中韓、あるいはASEANの国とどのような関係を築いていくのか、そこは欧米との関係もあるという複雑な方程式を解きながら、協調すべきは協調し、言うべきは言う、という関係が必要と考えている。

議事 2, 3

※ 事務局から資料7～8について説明を行った後、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである。

(1) ASEAN+3について

(使用者側)

- ・資料の中でASEAN+3が度々出てくるが、重点としてはインドも入っているということになっている。ASEAN+6という枠組みもある中で、あえてASEAN+3を強調する必要があるのか。

(政府)

- ・ASEAN+3では、隔年で労働大臣会合が、高級事務レベル会合が毎年開催されているなど、枠組みとしてかなり確立したものがある。この枠組みに加え、今回はインドを明示的に提示して、スコープを広げたという形。

(2) 国際労使ネットワークを通じた草の根支援事業

(使用者側)

- ・インフォーマルセクター対策として、労使団体を活用することだが、東南アジアでは使用者団体の会員が中華系など外国人であることが多く、どこまで地元に着しているのか不明である。インフォーマル対策であれば、NGOに実績がある。

(ILO関係者等)

- ・インフォーマルセクター対策は、NGOに実績があるが、労使団体との連携がほとんどない。労使団体の人たちのキャパシティ・ビルディングが必要。

(労働者側)

- ・いくつかの国でベストプラクティスをつくり、それを他の国に広げていくという方法が实际的。インフォーマルセクター支援を出来る能力を組合が持っているか疑問。
- ・また、それ以前に、問題意識を持たせるということも必要。
- ・支援メニューについては、職業訓練だけでなく、より効果的な内容が必要。

(政府)

- ・インフォーマル労働者のフォーマル化により労働者団体・使用者団体の会員が増えていくというメリットがあり、インフォーマル支援に積極的に取り組んでいる労使団体もある。事業の効果・継続性という観点から、労使団体のコミットは不可欠であると考えている。
- ・事業の具体化に向けて、労使の御意見を伺いながら検討したい。

議事 4

※ 事務局から資料9～10について説明を行った後、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである。

(1) ILOー日本労使関係プロジェクトASEAN地域セミナー

(使用者側)

- ・事例紹介を不当労働行為に限定するのは疑問である。日本の好事例を紹介するという主旨に合致しないのではないか

(政府)

- ・事例として不当労働行為を挙げるのは、公表資料があるため。他に良い事例（公表資料があるもの）があれば紹介して頂きたい。確かに、中労委に持ち込まれる案件は労使が揉めた案件であり、好事例ではない。しかし各国とも個別の対応に苦慮しており、例として紹介することは各国にとり参考となるはずである。

(2) ILOアジア太平洋地域会議での日本政府特別セッションについて

(労働者側)

- ・日本政府主催行事について、政労使が一緒になって参加していくのが良いのではないか。
- ・日本には、労使で意見交換して解決することが根付いていることをアピールすべき。

(使用者側)

- ・日本で開催するということで、日本としての戦略をはっきりアピールすべきではないか。また、会議全体のテーマについて、日本から注文を付けることは可能か。

(ILO関係者等)

- ・積極的に会議開催を引き受けて下さった厚生労働省に感謝を申し上げたい。
- ・日本からのアピールは、基本的な政労使の対話が必要と言うことと合わせ、セーフティネットについても触れる、というものにしてはどうか。

(政府)

- ・1つのセッションで多岐にわたるテーマを議論するのは現実的でない。社会対話などを入れるのであれば、他のセッションを開くことも検討すべき。ILOに対しては、政労使合意の上でテーマ設定についてILOに働きかけていくことは可能と思われる。
- ・小宮山副大臣も広報の重要性を指摘なされており、労使にもご協力を頂きたい。
- ・日本主催セッションについては、政労使で今後協議していきたい。